

事務連絡

令和4年12月9日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

書面の交付を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令の制定について（周知）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり薬事監視指導班長事務連絡がありましたので、お知らせします。

事務連絡
令和4年12月8日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（薬事監視指導担当）

書面の交付を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令の制定について（周知）

このことについて、別添写しのとおり、各都道府県宛てに通知したのでお知らせします。



事務連絡
令和4年12月8日

各都道府県畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（薬事監視指導担当）

書面の交付を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令の制定について（周知）

このことについて、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」とこととされたところです。

当課所管の以下の省令を始めとする農林水産省関係省令中の書面の交付を求めている手続等について、電磁的方法による提供も可能とする等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和4年農林水産省令第72号）が本日公布され、令和5年1月1日より施行されますのでお知らせします。

記

- ・動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成6年農林水産省令第18号）
- ・動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成7年農林水産省令第40号）
- ・動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年農林水産省令第74号）
- ・動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年農林水産省令第75号）
- ・動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）
- ・動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成17年農林水産省令第20号）
- ・動物用医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年農林水産省令第31号）
- ・動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年農林水産省令第32号）

- ・動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成 25 年農林水産省令第 44 号）
- ・動物用再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年農林水産省令第 60 号）
- ・動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年農林水産省令第 61 号）
- ・動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成 26 年農林水産省令第 62 号）